

# 秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

令和5年 3月10日 策定

令和7年 2月28日 一部改定

秋田県	秋田市	能代市
横手市	大館市	男鹿市
湯沢市	鹿角市	由利本荘市
潟上市	大仙市	北秋田市
にかほ市	仙北市	小坂町
上小阿仁村	藤里町	三種町
八峰町	五城目町	八郎潟町
井川町	大潟村	美郷町
羽後町	東成瀬村	

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、同項の基本計画を次のとおり定める。

## I 基本計画について

### 1 計画作成の趣旨

国は、令和3年5月、近年の気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境の変化に対処し、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な発展と国民に対する食料の安定供給の確保を図る観点から、みどりの食料システム戦略を策定した。

さらに、令和4年7月には、法が施行され、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等が定められるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度が創設された。

みどりの食料システム戦略の実現のためには、法第3条に規定する基本理念にのっとり、関係者の理解の下に、農林水産物の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、農林水産物の流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図ることが重要である。

このため、県内の農林漁業者が、法に基づく認定制度等を有効に活用して積極的に環境負荷低減事業活動に取り組むことができるよう、推奨される取組等について定めるとともに、環境と調和のとれた食料システムに対する県民の意識の醸成を図るため、秋田県と県内25市町村が共同で、この基本計画を作成するものである。

### 2 計画の位置付け

この基本計画に掲げる環境負荷低減事業活動やその他の取組は、県・市町村が行う既存の農林水産施策との調和が保たれるよう、関連する既存の計画等に基づき推進するものとする。

#### 《関連する主な計画等》

- ・新ふるさと秋田農林水産ビジョン〔令和4年3月・秋田県〕
- ・秋田県有機農業推進計画（第2期）〔令和3年3月・秋田県〕
- ・秋田県スマート農業導入指針（R3版）〔令和4年3月・秋田県農林水産部〕
- ・令和4年度～令和7年度秋田県農業農村整備実施方針〔秋田県農林水産部〕
- ・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）〔令和4年3月・秋田県〕
- ・秋田県生物多様性地域戦略〔令和3年3月・秋田県〕

### 3 計画期間

この計画の実施期間は、令和7年度までの概ね3年間とする。

ただし、農林漁業における環境負荷低減に関する情勢の変化等の必要に応じて、見直しを行うこととする。

## Ⅱ 環境負荷低減に向けた基本的な方向性

### 1 環境負荷低減に関する現状と課題

〔環境保全〕

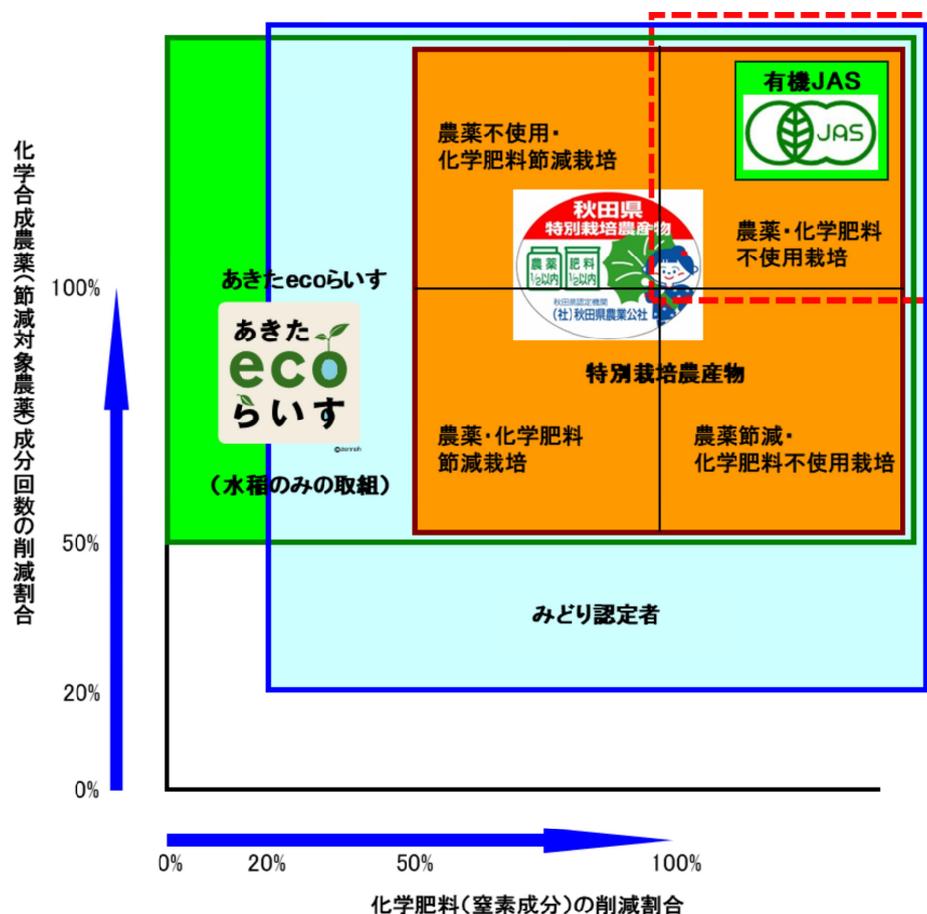
本県では、古くから果樹の防除回数が全国でも最低レベルにあるなど、恵まれた自然条件を生かした環境にやさしい農業が推進されてきており、米については、「秋田県特別栽培農産物認証制度」や「あきたecoらいすプロジェクト」を運用し、減農薬栽培の全県への普及に取り組んでいる。

有機農業については、有機JASほ場面積が令和2年に全国5位になるなど一定程度普及しているものの、その面積は減少傾向となっており、一部の地域に偏在しているという課題もある。

また、有機農業をはじめとした環境負荷を低減した農林漁業は、除草等にかかる労働負荷や生産コストの増加に加え、気候や土壌等の条件によっては収量や品質の低下のリスクを伴うことから、これらのリスクを軽減するための新たな資材・技術の開発と普及が求められている。

さらに、一次製品の市場価格は需給バランスによるところが大きいいため、労働負荷や生産コストの上昇を価格に転嫁しにくいことも、環境負荷低減の取組が進まない要因の一つとなっている。

《参考》環境保全型農業の取組状況



《参考》有機JAS認証ほ場面積の推移

単位：ha

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
全国	9,937	10,043	9,956	10,366	10,800	11,002	12,027	14,136
秋田県	778	628	514	514	490	477	404	419

出典：農林水産省資料

## 〔温室効果ガス削減〕

本県の農林水産業からの二酸化炭素排出量は、平成30年度に381.6千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（基準年）比で30.9%増加している。平成27年度をピークに減少に転じているものの、県全体の目標である、令和12年度における平成25年度比54%削減に向け、更なる対策が求められている。

また、作業の最適化や燃料・資材の使用量削減の効果が期待できるスマート農業技術の導入について、県が指針を示すなど取組を強化しているほか、スマート農業に対応した基盤整備も促進しており、令和3年度末時点の30a区画以上の水田整備率は約7割まで向上している。

さらに、温室効果ガスの吸収源となる森林資源が豊富であり、特に、民有林におけるスギ人工林の面積は全国一の23.7万haに達しているものの、林齢が50年生前後に偏っているため、資源の活用と再生林による森林資源の若返りを図る必要がある。

漁業分野においても、海洋環境の変化に伴い魚種や漁獲量の変動が大きくなっており、漁船の燃費向上等による操業の効率化が課題となっている。

《参考》農林水産業からの二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO<sub>2</sub>

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
秋田県	291.6	387.7	415.1	393.3	379.9	381.6

出典：第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）

## 2 推進方針

近年、世界的な人口の増加や地球温暖化の進行に加え、国際情勢の変化を背景に、食料不安が顕在化する一方、SDGsが世界に広く浸透し、食の分野でも原料や資材の由来、栽培・製造のプロセスへの関心が高まっており、グローバルな視点で農林漁業を展開する必要がある。

このような中、本県が、我が国の食料供給県としての役割を果たしつつ、みどりの食料システムの確立に貢献していくため、各分野における既存の計画等に位置付けられた施策の推進を加速し、農林漁業分野に由来する環境負荷の低減と農林漁業の持続的発展を図ることとする。

農業においては、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培など、地球環境への負荷

が小さく、持続性が高い環境保全型農業等の取組を拡大する。

そのためには、作業の省力化・省人化、作業の安全性向上、化学農薬・化学肥料の使用量低減などの効果が期待できるスマート農業技術の活用が不可欠であることから、ICT等を活用した生産性向上技術や環境に配慮した防除・施肥技術の開発を進めるとともに、その普及拡大を進める。

併せて、スマート農業を支えるほ場の大区画化など、基盤整備を一体的に推進する。

また、施設園芸等における化石燃料の使用を抑制するとともに、再生可能エネルギーの活用に向け、土地改良施設における小水力発電などにも取り組み、温室効果ガスの削減を図る。

畜産業においては、増頭に意欲的な若い担い手を核とした大規模経営へのステップアップを促しながら、スマート技術の導入により、生産性の向上や効率化を促進する。

また、輸入飼料に過度に依存しないよう、耕種農家との連携による堆肥の適正利用や自給飼料の生産拡大、草地改良を推進し、地域内における循環型農業の構築を図る。

林業・木材産業においては、「伐って・使って・植える」という森林資源の循環利用により、成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を図る。

特に、我が国の「2050年カーボンニュートラル」への貢献を目指し、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果を高めるため、再生林の取組を推進する。

さらに、路網整備や高性能林業機械の導入等により、生産体制を効率化し、排出源・吸収源の両面から温室効果ガスの削減を図る。

漁業においては、海況データ等を活用したスマート漁業の普及拡大や蓄養殖技術の確立などにより、天然資源に負荷をかけない持続可能な生産体制を目指し、地球温暖化による気候変動に伴う海洋環境の変化に対応できるよう、漁業生産の効率化・安定化と資源量の維持を図る。

持続可能な食料システムの確立は、生産者による対応だけでなく、事業者、消費者の理解と協働の下に実現するものであることから、必要以上に外観のきれいさや日付の新しさにこだわる消費面の価値観や行動の変容を働きかけることにより、結果として農薬・包材の過剰な使用や食品ロスの削減に誘導する取組を進めていく。

### Ⅲ 環境負荷低減事業活動等の促進に関する事項

#### 1 環境負荷の低減に関する目標（法第16条第2項第1号関係）

指 標 名	単 位	基 準 年		目 標 年	
		年	実績値	年	目標値
有機JAS認証ほ場面積	ha	R2	419	R7	500
特別栽培米の作付面積 <sup>*1</sup>	ha	R3	3,148	R7	6,471
長期中干しの取組面積 <sup>*2</sup>	ha	R3	2,783	R7	2,891
施設園芸におけるヒートポンプの導入数 <sup>*3</sup>	経営体	R3	64	R7	80

※1 特別栽培農産物の認証機関による認証面積

※2 環境保全型農業直接支払交付金の対象面積の内数

※3 平成29年度以降の国・県の補助事業による導入数の累計

#### 2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項（法第16条第2項第2号関係）

##### (1) 農業関係

農業分野においては、環境負荷低減事業活動として、次の取組を推奨する。

なお、環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、スマート農業技術等の先端的技術を利用するなど、生産性向上との両立を目指すとともに、地域の気候や土質等の特性を考慮し、適切な取組を選択的に実施することとする。

〔環境保全〕

- ・ 有機農業や特別栽培など、環境負荷を低減する生産方式の拡大
- ・ 定期的な土壌診断及び家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用による土壌の性質の改善
- ・ 可変施肥や局所施肥技術の導入、有機質肥料・コンポストの施用等による化学肥料の施用の低減
- ・ 緑肥作物（カバークロープ）の作付けとすき込みによる化学肥料の施用の低減
- ・ 病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除による化学農薬使用量の低減
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と併せて取り組む無代かき栽培や無落水移植栽培等による代かき後の湖沼への濁水流出の軽減
- ・ 生分解性プラスチックを用いた資材の使用やプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出・流出の抑制

〔温室効果ガス削減等〕

- ・ 電動化やバイオ燃料化など、省エネルギーに資する農業機械の導入・切替えによる化石燃料使用量の削減
- ・ 施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入による化石燃料使用量の削減
- ・ 水田作における秋耕の実施や中干期間の延長（長期中干し）によるメタ

ンの発生抑制

- ・ バイオ炭（もみがらくん炭等）の施用による土壌への炭素貯留の拡大

## (2) 畜産業関係

畜産業分野においては、環境負荷低減事業活動として、次の取組を推奨する。

なお、環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、スマート農業技術等の先端的技術を利用するなど、生産性向上との両立を目指すとともに、耕種農家との連携を図るなど、地域における資源循環に努めることとする。

〔環境保全〕

- ・ 家畜排せつ物等の堆肥化・利用促進による資源循環

〔温室効果ガス削減〕

- ・ 農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替えによる化石燃料使用量の削減
- ・ アミノ酸バランス改善飼料等への切替えによる一酸化二窒素等の温室効果ガスの発生抑制
- ・ 強制発酵等の温室効果ガス発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換

## (3) 林業関係

林業分野においては、環境負荷低減事業活動として、次の取組を推奨する。

なお、環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、路網の整備や高性能林業機械の活用により、生産性向上との両立を目指すほか、伐採後の再造林を適切に行うことなどにより、森林による二酸化炭素吸収機能が十分発揮されるよう配慮することとする。

〔温室効果ガス削減〕

- ・ 林業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替えによる化石燃料使用量の削減

## (4) 漁業関係

漁業分野においては、環境負荷低減事業活動として、次の取組を推奨する。

なお、環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、スマート漁業技術等の先端的技術を利用するなど、生産性向上との両立を目指すほか、蓄養殖との組み合わせなどにより、天然資源に負荷をかけない生産体制を確立するよう配慮することとする。

〔温室効果ガス削減〕

- ・ 漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替えによる化石燃料使用量の削減

### 3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項（法第16条第2項第3号関係）

特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）及び当該区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容は、別紙のとおりとする。

### 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項（法第16条第2項第4号関係）

農林漁業者による環境負荷低減事業活動の実施に当たり活用できるよう、事業者等が行う基盤確立事業を促進することとし、その具体的内容は、次のとおりとする。

〔研究開発〕

- ・ 効率的な施肥や防除など環境負荷低減の取組に有用な技術であるロボット、AI、IoT等を活用したスマート農林漁業技術等の研究開発及び成果の移転
- ・ 環境負荷の少ない生産体系による収量データ等の解析や環境負荷低減事業活動が効果を発揮するメカニズムに関する農林漁業者への情報提供
- ・ 環境負荷の少ない防除技術や施肥技術の研究開発及び成果の移転
- ・ 温室効果ガス発生量の少ない生産方法の研究開発及び成果の移転

〔新品種の育成〕

- ・ 病虫害抵抗性や少肥適応性等の高い新たな品種の開発、育成及び安定供給

〔資材・機械類の普及〕

- ・ ペレット堆肥、混合堆肥複合肥料、食品残さや下水汚泥を活用した有機質肥料等の資材の開発、製造及び販売
- ・ 除草機や可変施肥機等の製造及び販売
- ・ 環境負荷低減に効果のあるスマート農林漁業機械等の産地全体での導入に資するリース・レンタル等

〔流通の合理化等〕

- ・ 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）を活用した新商品の開発、製造及び販路の拡大
- ・ 環境負荷低減農林水産物の荷さばき業務の合理化
- ・ 環境負荷低減農林水産物の調製、保管又は配送の共同化
- ・ 環境負荷低減農林水産物の品質管理又は販売情報管理の高度化

### 5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項（法第16条第2項第5号関係）

環境負荷低減事業活動の持続性を確保するため、環境負荷低減農林水産物の流通及び消費を促進する観点から、次の取組を促進する。

〔消費の拡大〕

- ・ 農林漁業における環境負荷低減の重要性や環境負荷低減農林水産物の価値について理解を深めるための食育活動や学校教育、消費者教育と、環境負荷低減農林水産物の購買意欲の喚起
- ・ 生産者、食品製造事業者、食品卸事業者、小売事業者、外食事業者が連携した食品ロス削減の取組
- ・ 特別栽培で生産された「サキホコレ」など、環境負荷の低減を通じた地域産農林水産物のブランド化
- ・ 学校給食等における利用を通じた有機農産物や特別栽培認証農産物等の地産地消の推進
- ・ 環境負荷低減農林水産物を嗜好する消費者のニーズに対応する量販店等の開拓
- ・ 各国の輸入規制に対応した環境負荷低減農林水産物の栽培体系の確立と販路開拓

〔流通の合理化〕

- ・ 環境負荷低減農林水産物の集出荷拠点の整備による流通コストの削減

**6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項(法第16条第2項第6号関係)**

県及び市町村は、農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動の促進に向けて、特に地域ぐるみでの取組を創出していく観点から、農林漁業者、食品産業等の事業者や研究機関、普及組織等と有機的に連携するとともに、農林水産部局を中心としつつ、商工、環境、教育等の関係部局と一体的な推進体制をとることとする。

また、県内の農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動に対しては、国の施策を活用するとともに、予算の範囲内において、必要な支援措置を講じることとする。

(別紙)

## 特定区域の区域及び事業活動の内容（大潟村）

### 1 特定区域の区域

#### (1) 区域 大潟村全域



出典：国土地理院ウェブサイト

#### (2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

大潟村は、1964年に国営八郎潟干拓事業により湖底に誕生した村であり、戦後の食糧不足を解決するための食糧生産基地として大規模な営農と村づくりが行われ、豊かな農村へと発展している。2000年に「環境創造型農業宣言」を行い環境に配慮した農業を展開し、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培の拡大に力を入れており、村内では水稻を中心に約300haで有機栽培が行われている。

一方、農業者の高齢化や除草作業を担う作業員の不足などにより有機栽培面積は減少傾向にあり、取組拡大には新たな担い手の確保・育成が課題となっている。

今後は、特定区域の設定を契機として、新たな担い手の掘り起こしや有機農業の活性化に向けた取組を推進するとともに、地域の豊かな自然環境を生かした消費者等との交流を通じ、県内外での有機農産物の認知度向上と需要拡大に努めながら有機栽培面積の拡大を図る。

## 2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

### (1) 活動類型 有機農業の生産活動

### (2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

大潟村における有機農業の取組拡大に向け、生産面では、大潟村のほ場条件に合った除草機械の改良・開発やもみ殻燻炭の活用、有機質肥料の開発について、秋田県立大学と連携した調査や実証、成果の普及を行い、栽培技術の確立を図るとともに、慣行栽培から有機栽培への転換を促すため、研修会を開催する。

また、流通・消費の面では、村内直売所等における特設コーナーの設置や村内学校給食等への共同出荷、村内飲食店等との連携による新たな加工品等の開発、村内イベントの開催などを通じて有機農産物をPRし、ブランドの確立を目指す。